

## 八戸学院大学同窓会 役員選出に関する内規

- 第1条 八戸学院大学同窓会会則第6条に定める各期の幹事・評議員選出については、この内規による。
- 第2条 各期の幹事・評議員の選出にあたっては、準会員期間中に幹事候補者1名、評議員候補者3名を選出する。
- 第3条 各期において選出された幹事および評議員候補者は同窓会役員会の承認を経て幹事および評議員となる。
- 第4条 評議員については、幹事を選出した学部から1名、それ以外の学部から2名選出する。
- 第5条 幹事を選出しない学部の評議員のうち1名を学部幹事とし、学部内の各期の連絡調整にあたる。
- 第6条 欠員(音信不通の場合も含む)が生じた場合は幹事長の指名あるいは各期の幹事・評議員が合議または推薦の上、補充することができる。

- 付 則 1. この内規は、平成20年6月14日から施行する。
2. 平成23年 6 月 27日改訂
3. 平成25年 7 月 7日改訂